

小学校施設を活用したふれあいの家退去後のスペースの利活用について

区立施設を活用したふれあいの家については、杉並区行財政改革推進計画に基づき、運営事業者と今後のあり方について協議を進めてきたところです。このうち、小学校施設を活用した3か所のふれあいの家については、学校の児童数の増加や学童クラブの需要増などの行政需要を踏まえ、現在締結している賃貸借契約期間終了（令和3年3月末）後の退去スペースを利活用して、以下の取組を進めることとしましたので報告します。

1 具体的な取組

(1) 桃三ふれあいの家（桃井第三小学校内）

○退去後のスペースに西荻北学童クラブ（西荻北児童館内）を移転するとともに、小学生の放課後等居場所事業を小学校内で実施することにより、児童のより安全・安心な育成環境を整備する。

○なお、学童クラブ等の機能を移転した後の西荻北児童館の活用策等については、令和3年度に策定予定の次期区立施設再編整備計画において具体化を図る。

(2) 八成分れあいの家（八成分小学校内）

○八成分小学校児童を主な対象とする井草学童クラブ（井草児童館内）において、本年4月1日現在で待機児童が発生しており、今後も増加する見込みであることから、退去後のスペースに第二学童クラブを整備し、待機児童の解消を図る。

(3) 方南ふれあいの家（方南小学校内）

○児童数の推計において、今後も方南小学校の児童数は増加し、令和6年度には本年度と比較して7学級の増加が見込まれることから、退去後のスペースを教室へ転用し、教育環境の整備を図る。

2 今後の主なスケジュール（予定）

令和3年	3月末	賃貸借契約期間満了
3年度		ふれあいの家退去後スペース改修工事
4年	4月	(桃井第三小) 西荻北学童クラブ移転・放課後等居場所事業開始 (八成分小) 第二学童クラブ運営開始 (方南小) 教室使用開始